

# 第38回沖縄県トラックドライバー・コンテスト

## 学科競技

### 問題用紙

(制限時間：60分)

#### 注意事項

- ①解答はすべて別紙の解答用紙に記入すること。
- ②解答用紙に受験する部門をマークし、事業所名及び氏名、ふりがなを記入すること。
- ③この問題用紙は試験開始の合図があるまで開かないこと。
- ④印刷の不鮮明なところや筆記用具等の件で質問があれば、静かに手を挙げて係員に聞くこと。ただし、問題の内容にふれるものは回答しない。
- ⑤問題用紙に、メモ、計算等を書き込んでも差し支えない。問題用紙は選手がそのまま持ち帰ること。
- ⑥早くできた者は、30分経過後退室できる。その際、挙手によりスタッフに合図をし解答用紙をチェックさせた後、解答用紙は机上に伏せ、他の者の邪魔にならないよう静かに退席すること。トイレや廊下等での雑談は遠慮されたい。また、一度退席したら再度入席はできない。
- ⑦制限時間は60分。終了の予告については試験官が合図をする。



# 筆 記 試 験

次の設問について、解答用紙の各欄に、正しいと思うものには「○」を、誤りと思うものには「×」を記入して下さい。

## I 交通法規(40問)

1. 平成29年3月12日以降に普通免許を取得した者は、車両総重量3.5トン、最大積載量2.5トンを超える車両を運転することはできない。
2. 車両は、交差点またはその付近で緊急自動車が接近してきたときは、当該緊急車両の妨げにならないよう速やかに一時停止しなければならない。
3. 平成20年6月施行の道交法一部改正により、従来は努力義務であった後部座席でのシートベルト着用が義務化された。
4. バス優先レーンを通行中、後方から路線バス等が接近してきたときは、路線バス等の正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかにバス優先レーンから出なければならない。
5. 自動車または原動機付自転車を運転するときは、停止しているときを除き、携帯電話用装置等を通話のため使用してはならない。
6. 身体に障害のある歩行者で通行に支障のある者が道路を横断するとき、その場所に居合わせた者は、その歩行者が安全に横断できるように、誘導や合図などの必要な措置をとるよう努めなければならない。
7. 自動車等は、夜間、他の車両等と行き違う場合、または他の車両等の直後を進行する場合で、他の車両等の交通を妨げるおそれのあるときは、前照灯の光度を減じ、また照射方向を下向きにするなどの操作をしなければならない。
8. 車両は、道路のまがりかど付近、上り坂の頂上付近又は勾配の急な下り坂の道路の部分においては、前方が見とおせる場合を除き、他の車両（軽車両を除く。）を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。
9. 道路交通法でいう徐行とは、おおむね15キロメートル以下の速度をいう。
10. 免許証の仮停止を受けた者は、処分を下した裁判長に免許証を提出しなければならない。

【第38回沖縄TDC】  
令和元年6月13日

11. 乗合自動車が、発進するため進路を変更しようとして合図をした場合は、その後方にある車両は、乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。
12. 自動車は、法令の規定により徐行するなど減速する場合および危険防止上やむを得ない場合を除き、道路標識（等）によって指定されている最低速度に達しない速度で進行してはならない。
13. 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で徐行し、安全確認をした後でなければ進行してはならない。
14. 車両は、消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から3メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
15. 昼間でも、視界が高速道路では200メートル以下、その他の場所では100メートル以下であるような暗い場所を走行するときは、前照灯などを点灯しなければならない。
16. 車両等の運転者は、車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、速やかに転落し、又は飛散した物を除去する等道路における危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
17. 積載物の高さは、3.7メートル（公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定めるものにあつては3.7メートル以上4.1メートルを超えない範囲内において公安委員会が定める高さ）からその自動車の積載をする場所の高さを減じたものを超えてはならない。
18. 積載物の長さは、自動車の長さとその長さの10分の1の長さを加えたものを超えてはならず、積載の方法は、自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出してはならない。
19. 車両は、環状交差点を通行する（環状交差点において左折し、右折し、直進し、または転回する）ときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿って右回りに徐行しなければならない。
20. 車両等の運転者は、ぬかるみや水たまりを通行するときは、泥よけ器をつけ、または徐行するなどして、泥土、汚水などを飛散させて他人に迷惑を及ぼすことのないようにしなければならない。
21. 19歳に満たない者は、準中型免許を取得できない。

22. 車両は、所定の方法によって駐車した場合、その車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がなくなる場所では駐車をしてはならない。
23. 道路交通法における自動車の種類は、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車、軽車両、小型特殊自動車に区分されている。
24. 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、左側端から数えて1番目の通行帯を通行しなければならない。
25. 赤色の点滅信号の場合は、車両は交差点前で徐行して他の交通に注意して進行する。
26. 車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その前車が急停止してもこれに追突するのを避けることのできる必要な距離を保っていなければならない。
27. 過労運転等の禁止の規定に違反して過労により正常な運転が出来ない恐れがある状態で車両を運転する行為を当該車両の使用者の業務に関してした場合において、使用者が過労運転を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないときは、公安委員会は当該車両の使用者に対し、過労運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他過労運転を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。
28. 車両等は、その進路の前方の横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、その横断歩道等の前で徐行し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。
29. 道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通過する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、徐行しなければならない。
30. 監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、その側方を離れて走行するよう努めなければならない。
31. 自動車等を運転中、警察官から免許証の提示を求められたときは、可能な限りこれを提示しなければならない。
32. 車両等は、交通整理の行われている交差点において、そのまま進行した場合、その進路の前方の交通が混雑しているため、交差点内で停止することとなり、そのため交差道路の車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは（青信号でも）その交差点に入ってはならない。

33. 車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から35メートル以内では、前方を進行している他の車両等（軽車両を除く）の側方を通過してその前方にでてはならない。
34. 車両は、進路変更をすることによって、同一の進路を後方から進行してくる車両等が急ブレーキや急ハンドルで避けなければならないような進路変更をしてはならない。
35. 車両は、人の乗降または貨物の積卸しのため停車するときは、必ず道路（車道）の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。
36. 下図の標識は、「二方向交通」を示している。



37. 下図の標識は、「駐停車禁止」を示している。



38. 下図の標識は、「環状交差点」を示している。



39. 下図の標識は、「優先道路」であることを示している。



40. 下図の標識は、「追い越し禁止」を示している。



## II 構造機能（20問）

41. 貨物自動車運送事業の用に供する自動車の使用者または当該自動車を運行する者は、必要に応じ、その運行の開始前において、国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。
42. 2018年10月1日より、車両総重量8トン以上のトラック（トレーラ）と乗車定員30名以上のバスについては、3ヶ月毎の定期点検に、スペアタイヤ及びツールボックスの取付状態等の点検が義務付けされた。
43. 貨物自動車運送事業者は、車両総重量が7トン以上または最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。
44. 貨物自動車運送事業の用に供する自動車の日常点検の結果に基づく運行可否の決定は、自動車の使用者より与えられた権限に基づき運行管理者または、整備管理者が行わなければならない。
45. 衝突被害軽減ブレーキは、走行速度や周囲の環境等には左右されず、常に正確に障害物を認知することができる。
46. 自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号の表示は、国土交通省令で定めるところにより、自動車登録番号標を自動車の前面及び後面の任意の位置に確実に取り付けることにより行うものとする。
47. 方向指示器は、毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅するものであること。
48. 番号灯は、夜間後方50メートルの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。
49. 自動車の後面には、夜間にその後方150メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できる赤色の後部反射器を備えなければならない。
50. 自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて12メートル以下でなければならない。
51. 自動車に備えなければならない後写鏡は、取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.6メートル以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造でなければならない。

52. 火薬類（省令に掲げる数量以下のものを除く。）を運送する自動車、指定数量以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車及び危険物の規制に関する政令に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車には、消火器を備えなければならない。（被牽引自動車の場合を除く。）
53. 貨物自動車運送事業の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のものの原動機には、自動車が時速100キロメートルを超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、告示で定める基準に適合する速度抑制装置を備えなければならない。
54. 貨物自動車運送事業の用に供する自動車の車体後面には、最大積載量及び車両総重量を表示しなければならない。
55. 貨物自動車運送事業の用に供する自動車は、4ヶ月ごとに自動車点検基準により点検しなければならない。
56. 車両総重量7トン以上の自動車は、毎回の運行前にディスク・ホイールの取付状態を点検しなければならない。
57. 自動車（二輪自動車等を除く。）の空気入ゴムタイヤの接地部は滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅にわたり滑り止めのために施されている凹部（サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。）のいずれの部分においても1.8ミリメートル以上に深さを有すること。
58. 輪荷重とは、車輪ひとつにかかる荷重のことをいう。
59. 車両総重量とは、「車両重量+最大積載量+乗車定員数×55kg」の総重量のことをいう。
60. 自動車（緊急自動車を除く。）には、歩行者の通行その他の交通の危険を防止するため自動車が右左折、進路の変更若しくは後退するときその旨を歩行者等に警報するブザーなど法令で規定する装置を除いて、車外に音を発する装置であって警音器と紛らわしいものを備えてはならない。



### Ⅲ 運転常識（20問）

61. 平成30年6月1日より乗務前点呼の確認項目に「睡眠不足の状況」が追加された。
62. 点呼は、運行管理者が不在の場合は、整備管理者が執行しなければならない。
63. 点呼の際、アルコール検知器がない場合は、「酒気の有無」を目視及び口頭にて確認しなければならない。
64. 貨物自動車運送事業の運転者の1日の拘束時間は、原則14時間である。
65. 以下の運行は、「自動車運転者の労働時間の改善のための基準」（改善基準告示）に定める連続運転時間に関し、改善基準告示に違反している。

運転時間	休憩	運転時間	休憩	運転時間	休憩	運転
2時間	10分	1時間	10分	1時間	10分	再開

66. 貨物自動車運送事業の運転者が運行中に道路のガードレールに接触するという物損事故を起こしたため、警察官の事故処理に立ち会った後に所属する営業所に帰庫した。乗務後の点呼において、運転者から当該事故の報告を受けたが、物損事故であることから、点呼記録簿に記録しなかった。
67. 貨物自動車運送事業の運転者は、疾病、過労、睡眠不足等で安全な運転ができない恐れがある時は、その旨事業者に出なければならぬ。
68. 貨物自動車運送事業の運転者として選任された者が、急病等で乗務できない場合は、未選任の者を乗務させてもよい。
69. 自動車の装置の故障により、事業用自動車が行けなくなった場合は、沖縄総合事務局へ30日以内に所定様式により自動車事故報告書を提出しなければならない。
70. 「死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者」、「運転者として新たに雇い入れた者」、「70歳以上の高齢運転者」については、国土交通大臣が告示で定める適性診断を受診しなければならない。
71. 運転日報は、当該乗務を行った運転者ごとに必要事項を記録し、かつ、その記録簿を営業所にて3年間保存しなければならない。
72. 健康診断の結果は各営業所にて10年間保管する義務がある。

73. 貨物自動車運送事業者は、乗務員に対し年間を通し国土交通大臣が告示（平成13年8月20日国土交通省告示第1366号）で定めた12項目の教育を実施し、その内容を記録し、教育記録簿を3年間営業所にて保存しなければならない。
74. 夜間走行中、自分の車と対向車のライトで、道路の中央付近の歩行者が見えなくなることがある。この現象を蒸発現象とよんでいる。
75. 貨物自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するため「運輸安全マネジメント」を策定し、毎事業年度に更新し、前年度の結果を公表しなければならない。その際、自動車事故報告規則第2条に規定する事故の有無についても公表しなければならない。
76. 貨物自動車運送事業者は、法令の規定により運行指示書を作成した場合には、当該運行指示書及びその写しを、運行を始めた日から1年間営業所にて保存しなければならない。
77. 貨物自動車運送事業の運転者は、乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。この場合において、交替して乗務する運転者は、当該通告を受け、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検の必要性があると認められる場合には、これを点検すること。
78. 2019年より、全産業を対象に段階的に施行される「働き方改革関連法」において、トラックドライバーは2024年4月より罰則付きの時間外労働の上限規制が導入される。
79. 「働き方改革関連法」において、2019年4月より年次有給休暇の付与日数が10日以上の労働者を対象に、付与された年休日数のうち5日分について必ず取得させなければならない。
80. 優良認定事業所（Gマーク）は、（公社）全日本トラック協会が推奨し、国土交通省が認定する安全性に優れた事業所の証である。

## 筆記試験解答用紙

部門	事業者名・営業所名	氏名	総合得点
4トン・11トン トレーラ・女性		ふりかな	

### I 交通法規

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	×	×	×
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
○	×	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	×	○	×
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	交通法規得点				
×	○	×	○	×	○	×	×	○	×	200				

### II 構造機能

41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55
×	○	○	×	×	×	○	×	○	○	×	○	×	×	×
56	57	58	59	60	構造機能得点									
×	×	○	○	○	100									

### III 運転常識

61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	○	○	○
76	77	78	79	80	運転常識得点									
×	×	○	○	×	100									

採点者A	採点者B	採点者C